

持続的生産強化対策事業のうち有機農業推進総合対策
公募要領

第1 総則

令和3年度有機農業推進総合対策（以下「本事業」という。）に係る事業実施主体の公募については、次のとおりです。

なお、この公募は令和3年度政府予算原案に基づくものであるため、成立後の予算の内容により事業内容、予算額等に変更があり得ることをあらかじめ御了承の上、御応募願います。

第2 趣旨

本事業は、我が国における国際水準の有機農業の取組を推進するため、有機農業指導員の育成、新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成を推進するとともに、実需ニーズも踏まえたオーガニックビジネスの拠点的な産地づくりによる有機農産物の安定供給体制の構築及び国産有機農産物等の流通、加工、小売等の事業者と連携して行う需要喚起の取組を支援するものです。

第3 事業の内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成され、事業内容、事業実施主体及び補助率は、別表1に定めるとおりとし、各事業の詳細については、事業毎に別記1から8に定めるとおりとします。

有機農業新規参入者技術習得等支援事業のうち、

- 1 有機農業新規参入者技術習得支援事業（別記1）
- 2 有機農地集約化試行支援事業（別記2）

有機農産物安定供給体制構築事業のうち、

- 3 オーガニックビジネス実践拠点づくり事業（別記3）
- 4 オーガニックビジネス拡大支援事業（別記4）

産地間・自治体間連携支援事業のうち、

- 5 自治体間連携活動支援事業（別記5）
- 6 生産技術課題対応実証支援事業（別記6）
- 7 流通技術課題対応実証支援事業（別記7）
- 8 国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業（別記8）

第4 補助金の額

第3の1から8までに掲げる各事業の補助金の総額は、次のとおりとし、その範囲内で事業の実施に必要な補助対象経費を補助します。

なお、提案のあった金額については、事業の提案内容や補助対象経費等の精査により減額する場合がありますので御留意ください。

- (1) 有機農業新規参入者技術習得支援事業 15,100千円以内（定額）

なお、別記1の第1の1の(1)のイの取組に対し、11,250千円以上の額を計上してください。

- (2) 有機農地集約化試行支援事業 6,000 千円以内 (定額)
1 者当たりの補助金上限額は、2,000 千円以内とし、予算額の範囲内で複数の事業実施主体を選定する予定です。
- (3) オーガニックビジネス実践拠点づくり事業 58,600 千円以内
1 者当たりの補助金上限額は、以下のとおりとし、予算額の範囲内で複数の事業実施主体を選定する予定です。
- ・別記 3 に定める販路確保型：3,000 千円以内 (補助率：定額)
 - ・別記 3 に定める供給拡大型 (生産主導タイプ)：1,800 千円以内 (補助率：1 / 2 以内)
 - ・別記 3 に定める供給拡大型 (実需ニーズ対応タイプ)：5,000 千円以内 (補助率：定額 (別記 3 の第 1 の 1 の (2) ア及びイの取組 (機械リースを除く) に限る)、その他 1 / 2 以内)
- (4) オーガニックビジネス拡大支援事業 8,490 千円以内 (定額)
- (5) 産地間・自治体間連携支援事業のうち自治体間連携活動支援事業 3,690 千円以内 (定額)
- (6) 産地間・自治体間連携支援事業のうち生産技術課題対応実証事業 6,000 千円以内 (1 / 2 以内)
1 者当たりの補助金上限額は、3,000 千円以内とし、予算額の範囲内で複数の事業実施主体を選定する予定です。
- (7) 産地間・自治体間連携支援事業のうち流通技術課題対応実証支援事業 3,010 千円以内 (1 / 2 以内)
1 者当たりの補助金上限額は、3,010 千円以内とし、予算額の範囲内で複数の事業実施主体を選定する場合があります。
- (8) 国産有機農産物バリューチェーン構築推進事業 10,600 千円以内 (定額)

第 5 補助対象経費

補助対象となる経費の範囲は、事業に直接要する別表 2 の経費であって本事業の対象として明確に区別できるもので、かつ、証拠書類 (請求書、領収書の写し等) によって、金額、内容等が確認できるもののみとします。

なお、応募に当たっては、本事業期間中における所要事業費を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額と一致するとは限りません。また、申請補助金額については、千円未満を切り捨てて計上することとします。

第 6 申請できない経費

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額

に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）

第 7 事業の実施期間

第 3 の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号、以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項に基づく交付の決定（以下「交付決定」という。）の日から、令和 4 年 3 月末日までの間とします。

第 8 申請書類の作成及び提出期限等

本事業への応募を希望する団体等（以下「応募者」という。）は、次の申請書類を作成の上、提出期限までに提出先に提出してください。

なお、提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用しません。

1 提出書類

(1) 事業応募申請書

(2) 事業実施計画書

- ・有機農業新規参入者技術習得支援事業（別紙様式第 1 - 1 号）
- ・有機農地集約化試行支援事業（別紙様式第 1 - 2 号）
- ・オーガニックビジネス実践拠点づくり事業（別紙様式第 1 - 3 号）
- ・オーガニックビジネス拡大支援事業（別紙様式第 1 - 4 号）
- ・自治体間連携支援事業（別紙様式第 1 - 5 号）
- ・生産技術課題対応実証事業（別紙様式第 1 - 6 号）
- ・流通技術課題対応実証支援事業（別紙様式第 1 - 7 号）
- ・国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業（別紙様式第 1 - 8 号）

(3) (2) に関する添付書類

2 提出期限

令和 3 年 2 月 26 日（金曜日）午後 5 時必着

3 問合せ先・提出先

本事業についてのお問合せ及び提出先は次のとおりです。お問合せの受付時間は、土・日・祝日を除く日の午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）とします。

(1) 第 3 の 2 及び 3 の事業

別表 3 の担当窓口

(2) 第 3 の 1 及び 4 から 8 の事業

農林水産省生産局農業環境対策課

TEL:03-3502-8111（内線 4840） FAX:03-3502-0869

メールアドレス: yuuki_uketuke31@maff. go. jp

4 提出部数

1 の (1) から (3) について各 1 部ずつ

5 提出にあたっての留意事項

(1) 申請書類は、申請様式に沿って作成してください。

(2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査の対象にならない場合があ

ります。

- (3) 申請書類の作成及び応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として郵送、宅配便（バイク便を含む。）又は電子メールとし、やむを得ない場合には持参も可とします。ファックスによる提出は受け付けません。
- (5) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法により送付ください。また、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず期限までに到着するようにしてください。
- (6) 申請書類は応募者ごとに第3の1から8に掲げる提出書類を一つの封筒に同封し、「有機農産物安定供給体制構築事業のうち〇〇事業申請書類在中」と封筒の表に朱書きの上、提出してください（〇〇には、第3の1から8に掲げる事業を記載してください。）。
- (7) 申請書類を電子メールにて提出する場合は、件名に「事業名（第3の1から8に掲げる事業のうち応募する事業名）」及び「応募者名」を、本文に「連絡先」及び「担当者名」を明記の上、以下の形式で提出してください。

1の提出書類のうち

- (1) 事業応募申請書:記名の上、PDF
- (2) 事業実施計画書:EXCEL ファイル
- (3) 添付書類:ファイル形式は問いません

なお、添付する書類は圧縮せずに1メールあたり7Mb以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は件名に「その〇（〇は連番）」と追記をして送信してください。

- (8) 提出後の申請書類については、原則として、資料の差し替え等は不可とし、採用・不採用にかかわらず返却はいたしません。
- (9) 申請書類の審査に当たり、農林水産省から応募者に申請内容の確認等を行う場合があります。

第9 補助金交付候補者の選定について

1 審査方法

提出された申請書類については、生産局農業環境対策課において審査・採点を行った後、外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、取組内容及び成果目標の妥当性を諮るとともに、事業ごとにそれぞれ別表4-1から別表4-8の審査基準に基づくポイント付けを行い、ポイントの高い順に補助金等交付候補者を選定するものとします。

2 審査結果の通知

審査結果については、委員会における審査等の手続が終了後、生産局長が応募者に書面で通知するものとし、補助金等交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせします。

なお、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

第10 重複申請等の制限

農林水産大臣（第3の1の事業にあつては、地方農政局長。ただし、北海道の場合は生産局長、沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、応募者又は事業実施主体が同一の内容で、既に国からの他の補助金等の採択が決定している場合又は交付を受けている場合は、書類審査の対象から除外又は採択決定若しくは補助金の交付決定を取り消すものとします。

なお、他の補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えありませんが、他の国の補助金等についての採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外され、又は採択の決定若しくは補助金の交付決定が取り消される場合があります。

第11 事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければなりません。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令に基づき、適正な執行に努めるものとします。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的な使用に努めるものとします。
- (3) 事業実施主体は、必要に応じ交付された補助金の一部を、共同で事業を行う民間団体等（以下「分担事業者」という。）に配分することができるものとします。ただし、この場合、事業実施主体の代表者（以下「事業代表者」という。）は、補助事業全体の責任者として、配分先における補助金の経理の管理状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の状況に違反することのないように十分注意するとともに、会計担当者と協力して、補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるよう努めるものとします。
- (4) 事業代表者及び補助金の一部の配分を受けた分担事業者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払いに関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的な使用に努めるものとします。
- (5) 補助金の交付を受けた事業実施主体及び補助金の一部の配分を受けた分担事業者は、補助金に係る経理管理を当該団体の会計部局等において実施するものとする。なお、特殊な事情により、当該団体の会計部局等に補助金の経理管理を実施することができない場合には、国内に居住する経理能力を有すると認められた者（学生を除く。）に経理管理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な事業執行に努めるものとします。

2 事業の推進

事業実施主体は、予算成立後に施行される補助金交付要綱及び事業実施要綱を遵

守し、事業実施に必要な手続き、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりません。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (2) 取得財産のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣（第3の1の事業にあたっては地方農政局長。）の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認をした当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 事業実施状況の報告

本事業の実施状況については、事業実施年度の翌年度に前年度の事業の実施状況について、生産局長又は地方農政局長に報告を行わなければなりません。

5 事業成果等の報告及び発表

本事業により得られた事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、補助事業終了後に、生産局長又は地方農政局長に必要な報告を行わなければなりません。また生産局長又は地方農政局長は、報告のあった成果を、無償で活用できるほか、補助事業者の承諾を得て公表できるものとします。加えて、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出しなければなりません。

6 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について御協力をお願いすることがあります。

第12 補助金の返還

農林水産大臣は、事業実施主体に交付した本事業に係る補助金に不用額が生じることが明らかになった場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとします。

また、農林水産大臣は次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、本事業終了後5年間に於いて事業実施主体が、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができ

るものとしします。

- 1 生産局長又は地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があったとき
- 2 事業成果の評価等の報告を怠ったとき

第13 指導監督

生産局長又は地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するものとしします。

また、生産局長又は地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとしします。

第14 その他

その他国の定めるところにより義務が課されることがあります。

別表 1

有機農業推進総合対策の各事業の事業内容、事業実施主体、補助率

事業の区分	事業内容	事業実施主体	補助率
有機農業推進総合対策			
(1) 有機農業新規参入者技術習得等支援事業	ア 有機農業新規参入者技術習得支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 	・定額
	イ 有機農地集約化試行支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・公社（市町村が出資しているものに限る） ・協議会 	・定額
(2) 有機農産物安定供給体制構築事業	ア オーガニックビジネス実践拠点づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会 ・農業者の組織する団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・別記3に定める販路確保型の取組は定額 ・別記3に定める供給拡大型の取組は1/2以内、ただし、需要ニーズ対応タイプについては、第1の1の(2)ア及びイの取組（機械リースを除く）については定額

	<p>イ オーガニックビジネス拡大支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額
	<p>ウ 産地間・自治体間連携支援事業 (ア) 自治体間連携活動支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額
	<p>(イ) 生産技術課題対応実証支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 / 2 以内

	(ウ) 流通技術課題対応実証支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会 	・ 1 / 2 以内
(3) 国産有機農産物等 バリューチェーン構築 推進事業	<p>ア 国産有機サポーターズ活動推進事業</p> <p>イ 国産有機加工品バリューチェーン構築 推進事業</p> <p>ウ 実需者等理解増進活動支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会 	・ 定額

(注1) 「事業実施主体」に掲げる各項目の定義は以下のとおりとする。

- ・「公社」とは、地方公共団体が出資している法人をいう。
- ・「農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、次に掲げる者をいう。

1 農業協同組合

- 2 農業協同組合連合会
- 3 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）
- 4 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）
- 5 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）
- 6 その他農業者の組織する団体

有機農業推進総合対策の補助対象経費

(1) 有機農業新規参入者技術習得支援事業

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。 電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費 	
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	
	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費 	<ul style="list-style-type: none"> 原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） 	

		・新品種・新技術のモデル導入に係る資機材費	
	消耗品費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ USBメモリ 等の低廉な記録媒体 ・ 実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・ 本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・ 事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費。	・ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	研修受講費	・ 事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・ 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実施出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
旅費	委員旅費	・ 事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・ 事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・ 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・ 本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の 50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・ 事業を実施するために直接必要かつ、それだけ	

		では本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	・運営拠出金に課される消費税に係る経費は、戦略作物生産拡大支援事業のうち大豆価格形成安定化事業に要するものに限る。

(注) 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(2) 有機農地集約化試行支援事業

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費 	
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	
	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・新品種・新技術のモデル導入に係る資機材費 	

	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ USBメモリ 等の低廉な記録媒体 ・ 実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・ 本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	認証取得推進費	<ul style="list-style-type: none"> ・ GAP 認証の取得支援（認証審査、環境整備、研修指導）等に要する経費 ・ 有機 JAS 認証の取得支援（認証検査）等に要する経費 	
	情報発信費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 	
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 	
謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の 50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費 	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料 	

	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	・運営拠出金に課される消費税に係る経費は、戦略作物生産拡大支援事業のうち大豆価格形成安定化事業に要するものに限る。
--	------	---	---

(注) 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(3) 公募要領第3の3から8までの事業

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。 電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費 	
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	
	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費 	<ul style="list-style-type: none"> 原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） 新品種・新技術のモデル導入に係る資機材費 	

	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ USBメモリ 等の低廉な記録媒体 ・ 実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・ 本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 	
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 	
謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の 50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費 	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営拠出金に課される消費税に係る経費は、戦略作物生産拡大支援事業のうち大豆価格形成安定化事業に要するものに限る。

（注）上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

令和3年度有機農業推進総合対策のうち、有機農地集約化試行支援事業及び
オーガニックビジネス実践拠点づくり事業の問合せ・提出先一覧

申請者の住所 (都道府県)	担当窓口	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	農林水産省生産局農業環境対策課	100-8950	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-6744-2114 (直通)
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北農政局生産技術環境課	980-0014	仙台市青葉区本町3-3-1 (仙台合同庁舎)	022-221-6214 (直通)
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	関東農政局生産技術環境課	330-9722	さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館)	048-740-0446 (直通)
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局生産技術環境課	920-8566	金沢市広坂2-2-60 (金沢広坂合同庁舎)	076-232-4893 (直通)
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局生産技術環境課	460-8516	名古屋市中区三の丸1-2-2	052-746-1313 (直通)
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局生産技術環境課	602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 (京都農林水産総合庁舎)	075-414-9722 (直通)
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局生産技術環境課	700-8532	岡山市北区下石井1丁目4番1号 (岡山第2合同庁舎)	086-230-4249 (直通)
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局生産技術環境課	860-8527	熊本市西区春日2丁目10番1号 (熊本地方合同庁舎)	096-300-6272 (直通)
沖縄県	沖縄総合事務局農林水産部生産振興課	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号	098-866-1653 (直通)

有機農業推進総合対策の事業実施主体選定基準及びポイント

1 有機農業新規参入者技術習得支援事業

公募要領第9に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く（1）及び（2）の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

（1）共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の 妥当性】	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。	十分認められる。	5
	・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。	概ね認められる。	3
	・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。	一部認められる。	1
	・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	認められない。	0
効率性 【事業実施計 画の妥当性】	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。	十分認められる。	5
	・予算計画は妥当なものになっているか。	概ね認められる。	3
	・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。	一部認められる。	1
	・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	認められない。	0
実現性 【事業実施体 制の妥当性】	・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。	十分認められる。	5
	・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。	概ね認められる。	3
	・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。	一部認められる。	1
	・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	認められない。	0
	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。	十分認められる。	5
公益性 【国の支援の 妥当性】	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。	概ね認められる。	3
	・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役	一部認められる。	1

	割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	認められない。	0
--	---	---------	---

(2) 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①事業実施主体の体制	ア 全国の新規就農者へのサポートを提供する業務を行っている者が参画しているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
	イ 全国の有機農業者へのサポートを提供する業務を行っている者が参画しているか。	3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
	ウ インターネットを通じた募集等の業務を行っている者が参画しているか。	1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0
②取組の高度化	ア 支援対象者との補助金申請や交付に係る手続き方法が書類の簡素化に資する計画となっているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
	イ 事業終了後のフォローアップの方法が具体的な計画になっているか。	3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
	ウ 本事業の取組内容のほか、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、提供可能なサービスが1つ以上あるか。	1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0
	エ 本事業の取組内容のほか、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、提供可能なサービスが2つ以上あるか。		
	オ 本事業の取組内容のほか、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、提供可能なサービスが3つ以上あるか。		

有機農業推進総合対策の事業実施主体選定基準及びポイント

2 有機農地集約化試行支援事業

公募要領第9に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く（1）及び（2）の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

（1）共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計 画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体 制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【国の支援の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 1

	割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	認められない。	0
--	---	---------	---

(2) 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①事業実施主体の体制	ア 参画している市町村の条例又は地域再生計画など農業以外の計画等に有機農業が位置付けられているか。	5つ満たす。 4つ満たす。	5 4
	イ 参画している市町村に、新規就農者をサポートする体制があるか。	3つ満たす。 2つ満たす。	3 2
	ウ 参画している市町村に、有機農業者をサポートする体制があるか。	1つ満たす。 1つも満たさない。	1 0
	エ 構成員の中に、新たに有機農業に取り組む農業者に農地の斡旋・紹介等を行った実績のある者が参画しているか。		
	オ 構成員の中に、有機農業のほ場管理を行った実績のある者が参画しているか。		
	②取組の高度化	ア 参画している市町村は、有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークの会員であるか。	5つ満たす。 4つ満たす。
イ 有機集約農地の利用を予定する農業者が決まっているか。		3つ満たす。	3
ウ 有機集約農地は五筆以上のほ場が連続しているか。		2つ満たす。	2
エ 有機集約農地は3ha以上であるか。		1つ満たす。	1
オ 参画している市町村に、新規就農者を主な対象とした支援措置があるか。		1つも満たさない。	0

有機農業推進総合対策の事業実施主体選定基準及びポイント

3-1 オーガニックビジネス実践拠点づくり事業（販路確保型）

公募要領第9に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く（1）及び（2）の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

（1）共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計 画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体 制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【国の支援の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 1

	割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	認められない。	0
--	---	---------	---

(2) 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①事業実施主体の体制	ア 協議会の構成員に有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク会員の市町村が含まれているか、又は複数の市町村が含まれているか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。	5 4 3
	イ 協議会の構成員に都道府県又は複数の市町村を管轄する都道府県関連機関や農業団体等が含まれているか。	2つ満たす。 1つ満たす。	2 1
	ウ 協議会の構成員に有機農業への新規就農者又は転換者が2名以上含まれているか。	1つも満たさない。	0
	エ 協議会の構成員に有機農業者が6名以上含まれているか。		
	オ 別記3の取組内容のうちイ(ク)の成果報告会等を行う計画となっているか。		
②取組の高度化	ア 別記3の取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組及びウの安定供給体制構築のための取組の双方に取り組んでいるか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。	5 4 3
	イ 別記3の取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組に3つ以上取り組んでいるか。	2つ満たす。 1つ満たす。	2 1
	ウ 別記3の取組内容のうちウの安定供給体制構築のための取組に3つ以上取り組んでいるか。	1つも満たさない。	0
	エ 2つの成果目標の増加割合がいずれも15%以上であるか。		
	オ 別記3の取組内容のうちイ(カ)の経営力向上・表示制度に係る研修会等のうち、有機JAS認証制度の理解増進に資する研修会を開催する計画となっているか。		

(3) 革新計画との関連の有無による基準

革新計画(※)において、今後の普及すべき新たな営農体系の実施に産地全体の環境整備が必要な場合の取組方針として活用想定事業等が定められており、その内容が適切と判断される場合、同ポイントの申請書類が複数あった際に優先的に採択するものとする。

(※) 革新計画とは、ロボット・AI・IoT等の先端技術の活用による地域の労働力不足等への対応が重要であることに鑑み、令和元年度の本事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業に基づき策定した計画又はスマート農業総合推進対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業のうち産地の戦略づくり支援に基づき策定した計画をいう。

3-2 オーガニックビジネス実践拠点づくり事業（供給拡大型）

公募要領第9に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く（1）及び（2）の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

（1）共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の 妥当性】	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。	十分認められる。	5
	・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。	概ね認められる。	3
	・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。	一部認められる。	1
	・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	認められない。	0
効率性 【事業実施計 画の妥当性】	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。	十分認められる。	5
	・予算計画は妥当なものになっているか。	概ね認められる。	3
	・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。	一部認められる。	1
	・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	認められない。	0
実現性 【事業実施体 制の妥当性】	・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。	十分認められる。	5
	・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。	概ね認められる。	3
	・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。	一部認められる。	1
	・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	認められない。	0
公益性 【国の支援の 妥当性】	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。	十分認められる。	5
	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。	概ね認められる。	3
	・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	一部認められる。	1
		認められない。	0

(2) 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①事業実施主体の体制	ア 事業実施主体の代表者又は役員等に、農業経営基盤強化法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農業者（認定農業者）が含まれているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
	イ 事業実施主体に有機農業への新規就農者又は転換者が1名以上含まれているか。	2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
	ウ 事業実施主体に市町村、都道府県、関連機関や農業団体等が含まれているか。	1つも満たさない。	0
	エ 本事業の成果を受益する有機農業者が5戸以上であるか。		
	オ 別記3の取組内容のうちイ（ク）の成果報告会等を行う計画となっているか。		
②取組の高度化	ア 別記3の取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組及びウの安定供給体制構築のための取組の双方に取り組んでいるか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
	イ 別記3の取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組に2つ以上取り組んでいるか。	2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
	ウ 別記3の取組内容のうちウの安定供給体制構築のための取組に2つ以上取り組んでいるか。	1つも満たさない。	0
	エ 成果目標の増加割合が15%以上であるか。		
	オ 成果目標の増加割合が20%以上であるか。		

(3) 革新計画との関連の有無による基準

革新計画（※）において、今後の普及すべき新たな営農体系の実施に産地全体の環境整備が必要な場合の取組方針として活用想定事業等が定められており、その内容が適切と判断される場合、同ポイントの申請書類が複数あった際に優先的に採択するものとする。

（※）革新計画とは、ロボット・AI・IoT等の先端技術の活用による地域の労働力不足等への対応が重要であることに鑑み、令和元年度の本事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業に基づき策定した計画又はスマート農業総合推進対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業のうち産地の戦略づくり支援に基づき策定した計画をいう。

有機農業推進総合対策の事業実施主体選定基準及びポイント

4 オーガニックビジネス拡大支援事業

公募要領第9に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く（1）及び（2）の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

（1）共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計 画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体 制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【国の支援の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 	十分認められる。 概ね認められる。	5 3

	・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	一部認められる。	1
		認められない。	0

(2) 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①事業実施主体の体制	ア 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。	5つ満たす。	5
	イ オーガニックプロデューサーの選定方法や基準について具体的な計画を策定しているか。	4つ満たす。	4
	ウ 複数の分野を専門とするオーガニックプロデューサー候補者が選定されているか。	3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
	エ 農産物等の販売戦略（販路拡大等の課題への対応を含む）の提案等を行うコンサルティング業務の経験を有する者が2人以上参画しているか。	1つも満たさない。	0
	オ 有機農産物等の商談業務の経験を有する者が2人以上参画しているか。		
②取組の高度化	ア オーガニックプロデューサー会議の開催時期や内容が、オーガニックプロデューサーの派遣時期等を踏まえ、具体的な計画になっているか。	5つ満たす。	5
	イ オーガニックプロデューサー会議に有機農業やその関連産業に係る学識経験者が参画する計画になっているか。	4つ満たす。	4
	ウ オーガニックプロデューサーが実践拠点を複数回訪問する計画になっているか。	3つ満たす。	3
	エ 複数のオーガニックプロデューサーが実践拠点を訪問する計画になっているか。	2つ満たす。	2
	オ 実践拠点と実需者のマッチング及び商談に呼びかけ可能な複数の業態の実需者情報を把握しているか。	1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0

有機農業推進総合対策の事業実施主体選定基準及びポイント

5 自治体間連携活動支援事業

公募要領第9に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く（1）及び（2）の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

（1）共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計 画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体 制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【国の支援の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 	十分認められる。 概ね認められる。	5 3

	・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	一部認められる。	1
		認められない。	0

(2) 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①事業実施主体の体制	ア 有機農業の推進に関する業務経験を有する者が参画しているか。	5つ満たす。	5
	イ 地方自治体における施策の推進に関する業務経験を有する者が参画しているか。	4つ満たす。 3つ満たす。	4 3
	ウ 自治体を参集したセミナー等を実施した業務経験を有する者が参画しているか。	2つ満たす。 1つ満たす。	2 1
	エ 展示交流会を実施した経験を有する者が参画しているか。	1つも満たさない。	0
	オ 有機農業関連団体の役員や有識者等、有機農業に知見を有する者が参画しているか。		
	②取組の高度化	ア 1(1)の自治体を参集した会議において、参加者相互の連携を促進する取組が提案されているか。	5つ満たす。 4つ満たす。
イ 1(1)の自治体を参集した会議に50自治体以上を参集する計画となっているか。		3つ満たす。 2つ満たす。	3 2
ウ 1(2)の展示会で参加者相互の連携を促進する取組が提案されているか。		1つ満たす。 1つも満たさない。	1 0
エ 1(2)の展示会に200名以上が参加する計画となっているか。			
オ 展示交流会で情報発信を行う自治体や実践拠点の負担を軽減する取組が提案がされているか。			

有機農業推進総合対策の事業実施主体選定基準及びポイント

6 生産技術課題対応実証事業

公募要領第9に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く（1）及び（2）の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

（1）共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計 画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体 制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【国の支援の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 1

	割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	認められない。	0
--	---	---------	---

(2) 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①事業実施主体の体制	ア 2社以上の農業機械等のメーカー又は栽培技術指導を行う団体が参画しているか。	5つ満たす。 4つ満たす。	5 4
	イ 農業機械等のメーカー、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、研究者又は農業関連団体関係者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。	3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。	3 2 1
	ウ 有機農業者向けの講習会を実施した経験を有する者が参画しているか。	1つも満たさない。	0
	エ 実証する農業機械等は、過去3年以内に有機農業者への導入実績があるか。		
	オ 実証する農業機械等は、導入時の生産者へのサポート体制が整備されているか。		
	②取組の高度化	ア 農業機械等の導入による雑草対策に要する時間に係る成果目標として、現状値より15%以上向上する数値が設定されているか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。
イ 農業機械等の導入による雑草対策に要する時間に係る成果目標として、現状値より20%以上向上する数値が設定されているか。		2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	2 1 0
ウ 農業機械等の実証内容が、具体的な計画になっているか。			
エ 農業機械等の実証地域が、複数の都道府県に配置され、かつ、一部の地方に偏っていないか。			
オ 成果講習会の開催数が、3か所以上の計画になっているか。			

有機農業推進総合対策の事業実施主体選定基準及びポイント

7 流通技術課題対応実証支援事業

公募要領第9に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く（1）及び（2）の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

（1）共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 5 3 1 0
効率性 【事業実施計 画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	<ul style="list-style-type: none"> 十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 5 3 1 0
実現性 【事業実施体 制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 5 3 1 0
公益性 【国の支援の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役 	<ul style="list-style-type: none"> 十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 5 3 1

	割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	認められない。	0
--	---	---------	---

(2) 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①事業実施主体の体制	ア 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
	イ 現在、集出荷情報共有化の仕組み（アプリケーションに限らない）を提供している者が参画しているか。	2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
	ウ 実証する出荷情報共有化の仕組みは携帯型端末（スマートフォンやタブレット型端末等）で操作が可能か。	1つも満たさない。	0
	エ 実証する出荷情報共有化の仕組みは、過去3年以内に導入実績があるか。		
	オ 実証する出荷情報共有化の仕組みは、導入後のサポート体制が整備されているか。		
②取組の高度化	ア 産地の農産物の集出荷取りまとめ等による農業者の物流コスト削減率が15%以上となる計画となっているか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
	イ 成果の普及の取組について、参加人数が100名以上となる計画となっているか。	3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
	ウ 集出荷情報共有化の実証内容が、具体的な計画になっているか。	1つ満たす。	1
	エ 集出荷情報共有化の実証結果の活用方針が、具体的な計画になっているか。	1つも満たさない。	0
	オ 成果の普及の進め方が、具体的な計画になっているか。		

有機農業推進総合対策の事業実施主体選定基準及びポイント

8 国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業

公募要領第9に基づく交付候補者の選定に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く（1）及び（2）の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

（1）共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計 画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体 制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【国の支援の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 1

	割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	認められない。	0
--	---	---------	---

(2) 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①事業実施主体の体制	ア 過去に200名以上が参加する消費者向けイベントの開催実績がある者が構成員に含まれるか。	5つ満たす。 4つ満たす。	5 4
	イ 有機 JAS 検査員の資格を有する者、又は有機加工食品の認証事業者が構成員に含まれるか。	3つ満たす。 2つ満たす。	3 2
	ウ 複数の業種（農業、販売業、食品製造業、流通業等）の者が構成員に含まれているか。	1つ満たす。 1つも満たさない。	1 0
	エ SNS 又はホームページ等を使用し、500 名以上に対して情報発信した実績があるか。		
	オ SNS 又はホームページ等に有機農業に関する情報に係るコンテンツ等を掲載しているか。		
	②取組の高度化	ア 過去に有機食品の販売業者とイベントを実施した実績があるか。	5つ満たす。
イ 別記8の取組内容のうち(2)の取組を実施するに当たって、国産有機サポーターズの個々の活動の注目度を高められる内容となっているか。		4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。	4 3 2
ウ 別記8の取組内容のうち(4)の取組を実施するに当たって、教育、観光など農業・食品産業関係以外の民間事業者に対して、積極的に参加を促す計画となっているか。		1つ満たす。 1つも満たさない。	1 0
エ 本事業で実施する講習会への参加者が120名以上となる計画となっているか。			
オ 本事業で実施する研修会への参加者が120名以上となる計画となっているか。			

別記 1 有機農業新規参入者技術習得支援事業

公募要領第 3 の 1 に掲げる事業の詳細は、以下に定めるところによる。

第 1 事業の内容

新たに有機農業に取り組む農業者（営農を始めて 5 年以内の農業者であって、営農開始時から国際水準の有機農業に取り組んでいる、又は営農の一部若しくは全部を国際水準の有機農業に転換している（予定している場合を含む。）ものをいう。以下同じ。）が、国際水準の有機農業に関する有機 JAS の制度や技術的基準等を習得するため、有機 JAS に関する研修や初回のほ場実地検査（以下「有機 JAS ほ場実地検査」という。）を受講・受検する機会を提供する取組を支援する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 取組内容

ア 事業リーフレットの作成及び支援希望者の募集

この支援を希望する者を募集するため、新たに有機農業に取り組む農業者に本事業の支援内容や手続等を説明するリーフレットの作成、事業説明会の開催、インターネット、SNS 等を活用した告知等を行うものとする。

なお、事業実施に当たっては、インターネット等を活用し全国の農業者の利便性に配慮するものとする。

イ 有機 JAS 制度に関する研修等の受講・受検の支援

本事業の支援対象となる農業者（以下「支援対象者」という。）に対し、有機 JAS 講習会の受講及び有機 JAS ほ場実地検査の受検の機会を提供するため、(2) により必要な経費を支援するものとする。

ウ 受講・受検の成果のフォローアップ

支援対象者の研修等の受講・受検の成果を把握するため、有機 JAS の制度等及び有機 JAS ほ場実地検査に関する理解度並びに有機 JAS 認証取得に向けた取組状況を把握するアンケート調査等を行うものとする。

(2) 有機 JAS 制度に関する研修等の受講・受検に係る経費の支援

(1) イの支援は、次のとおりとする。

ア 支援対象者の要件

支援対象者は、以下の(ア)から(エ)までの全ての要件を満たすものとする。

(ア) 有機農業を開始（新規就農又は栽培方法を有機農業に転換）して 5 年以内であり、今後も有機農業に取り組んで行く意向があること。

(イ) 過去に有機 JAS ほ場実地検査を受けていないこと。

(ウ) 本事業終了後、有機 JAS 認証を取得する意向があること。

(エ) (1) ウのアンケート調査や、事業実施主体が事業実施年度の翌年度以降に行う有機 JAS 認証取得状況調査に協力すること。

イ 補助対象経費及び上限額

支援対象者の補助対象経費及び上限額は、以下の(ア)及び(イ)とする。

(ア) 有機 JAS 講習会の補助対象経費は、講習会受講料（教材費を含む。）の実費のみとし、上限額は 1 農業者当たり 30,000 円とする。交通費は対象外とする。

(イ) 有機 JAS ほ場実地検査の補助対象経費は、検査料（検査員の交通費を含む。）の実費のみとし、上限額は 1 農業者当たり 90,000 円とする。

ウ 支援対象者の数

有機 JAS 講習会の受講者 150 名、有機 JAS ほ場実地検査の受検者 75 名を想定しているが、これ以上の応募があった場合は予算の範囲内で支援するものとする。

エ 手続の流れ

支援対象者への交付等に係る手続は次のとおり行うものとする。

(ア) 要領の作成

事業実施主体は、本取組の実施に当たり、あらかじめ、取組の趣旨、内容、仕組み、支援対象者への補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、別添 4 により生産局長に提出の上、その承認を受けるものとする。

(イ) 支援対象者の公募及び採択

a 事業実施主体は、支援対象者を公募し、その際、応募者から書面を提出させ、提出のあった書面について審査を行い、内容に不備等がない場合には、予算の範囲内で支援対象者を選考・採択し、採択された旨を応募者に通知するものとする。内容の不備等により採択しなかった場合にも、その旨を通知するものとする。

b 事業実施主体は、支援対象者の採択結果を別添 5 により取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

(ウ) 支援対象者の実績報告及び補助金の交付

a 事業実施主体は、支援対象者に対し、取組完了後の実績報告を求めるものとする。

b 事業実施主体は、支援対象者から a の報告があった場合は、内容に遺漏無きことを確認した上で、当該支援対象者に補助金を交付するものとする。

(エ) 支援対象者の状況把握

事業実施主体は、必要に応じて支援対象者から報告を求めること等により、取組の進捗状況を把握するものとする。

(オ) 支援対象者の状況報告

事業実施主体は、支援対象者における有機 JAS 認証の取得状況を把握するため、事業実施年度の翌年度から令和 7 年度まで、毎年度、支援対象者に対し、6 月末までに有機 JAS 認証の取得状況について報告させるものとする。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、別紙 8 本体の第 4 のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

ア 補助金交付に係る事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

イ 個人情報保護法及び関係法令を遵守するための規定や体制を有し、情報通信技術に関する知見を有する者が参画していること。

(2) 補助要件

ア 1 (1) に掲げる取組内容を全て行うこと。

イ 中立・公正な立場で全国各地の農業者に支援を行うこと。

ウ 支援対象者の有機 JAS 認証の取得状況を取りまとめ、事業実施年度の翌年度から令和 7 年度まで、毎年度、生産局長に報告すること。

3 成果目標の設定

本要綱本体第 3 の 2 の成果目標の設定に関して必要な事項について、本事業の成果目標は以下のものとし、目標年度は令和 3 年度とする。

成果目標 事業説明会の開催やインターネット、SNS 等を活用した告知等を 10 回以上実施。

別記2 有機農地集約化試行支援事業

第1 事業の内容

有機農業への新規就農者（自営農業就農者及び新規参入者のほか雇用就農者を含む。以下同じ。）及び慣行栽培等から有機農業への転換者（以下「転換者」という。）が営農しやすい環境（周辺地域からの有機 JAS 規格第3条に定める使用禁止資材の飛散や流入等のリスクを軽減し緩衝帯を小さくできるなど）を整備するため、市町村等が、複数の耕作放棄地等をまとめて有機 JAS ほ場に転換（以下「有機集約農地」という。）する試行的取組を支援する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 取組内容

ア 事業計画の検討

本事業の事業実施主体や地域関係者（地域の地権者や耕作者、農地中間管理機構職員、JA 等）を参集し、有機集約農地の確保に向けた事業実施計画の内容やその進め方の確認その他本事業の目標達成に向けて必要な事項について調整・検討を行う。

イ 地権者や関係者の合意形成を図る取組

有機集約農地を確保する計画を有する地域関係者の合意形成を図るため、本事業の趣旨や取組内容に関する地権者等向け説明会の開催、地権者及び近隣住民に対する有機農業者受け入れ等に関する意向アンケートの実施、先進地事例の調査及び事例報告のとりまとめ、有機集約農地の利用を希望する農業者と地権者等とのマッチングに向けた相談会の開催等、地域の状況に応じ必要な取組を行う。

ウ 有機集約農地への転換・管理

農地を有機集約農地に転換又は維持するため、除草、耕うん等のほ場管理、土壌分析、たい肥の施用、緑肥の播種・すき込み等による土づくりの取組等、地域の状況に応じ必要な取組を行うとともに、有機 JAS 認証を受けるための取組を行う。

エ 取組成果の概要の作成

本事業で実施した際の課題やその解決策、取組内容等を簡潔にまとめた成果概要を作成する。

(2) 実施に当たっての留意事項

(1) エで作成した取組成果の概要は、ホームページでの掲載、セミナーでの事例発表、市町村等の視察の受け入れ等を通じ、情報発信を行うものとする。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

ア 協議会の場合は、有機集約農地の存する市町村が参画していること。

イ 市町村公社の場合は、有機農業向けに集約化する計画の対象農地の管理その他必要な業務を実施することについて、有機集約農地の存する市町村との間で合意していること。

(2) 補助要件

1 (1) に掲げる取組内容を全て行うこと。

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標の設定に関して必要な事項について、本事業の成果目標は以下のものとし、目標年度は令和3年度とする。

成果目標 有機集約農地を2ha以上確保

なお、当該農地は、以下のア及びイを満たすものとする。

ア 三筆以上のほ場が連続し、それぞれのほ場の一辺が他のいずれかのほ場の一辺と隣接している一団の農地が含まれていること。

イ 有機JAS規格の基準を満たすことが確認され、転換期間中の状況であること。

別記3 オーガニックビジネス実践拠点づくり事業

第1 事業の内容

実需ニーズも踏まえたオーガニックビジネスの拠点的な産地（以下「実践拠点」という。）づくりを推進するため、技術研修会の開催、販路確保に向けた取組、生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入等を支援する。

1 事業の取組内容

本事業は、以下の（１）に掲げる支援の種類を設けるとともに、支援する取組の内容は（２）に掲げるものとする。なお、本事業の実施主体は、（１）ア又はイの（ア）若しくはイの（イ）のうちいずれか１つの支援の種類を選択し、それぞれ２の補助要件、３の成果目標等に即して実施するものとする。

（１）支援の種類

ア 販路確保型

有機農業への新規就農者又は転換者が現に存在し、今後も増加が見込まれるものの、このような農業者だけでは十分な販路確保が難しい地域において、地方自治体が有機農産物等の一定の需要の確保を図ることにより、有機農業への新規就農者及び転換者をより多く受け入れられる実践拠点を育成するものとする。

イ 供給拡大型

国内外の市場ニーズに応じた有機農産物の安定供給体制構築に向け、以下の２タイプの実践拠点を育成するものとする。

（ア）生産主導タイプ

既に一定量の有機農産物等が生産されている地域において、取組面積拡大や作業効率化等により生産・出荷量の拡大を図るタイプ

（イ）実需ニーズ対応タイプ

高い需要があるものの、国内での生産が十分でなく、国産品の調達が難しい品目（輸入割合が高い有機果実、有機大豆、有機小麦等）について、実需者から新規作付け、増産、品質向上等が必要となる調達希望（ニーズ）が産地に提示されており、当該ニーズに対応するために生産・出荷量の拡大を図るタイプ

（２）取組内容

ア 事業推進に関する検討

複数の有機農業者を始め、必要に応じ近隣の農業者、自治体・各種団体関係者、当該地域の有機農産物等の流通・加工・小売等に関わる事業者等を参集し、実践拠点づくりの推進に向け、事業計画の内容やその進め方の確認、会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について調整・検討を行う。

イ 栽培技術力・経営力向上のための取組

実践拠点の有機農業者の栽培技術や経営力の向上を図るため、以下の取組を一体的に実施する。

なお、実施に当たっては、有機農業への新規就農者及び転換者の技術力や経営力の向上に資するよう留意するものとする。

（ア）研修ほ場の設置等

実践拠点において今後有機農業を開始することを希望する者を対象とする研修ほ場の設置、及び同ほ場を活用した地域の熟練有機農業者（有機農業に取り組んでいる者であって、有機農業への新規就農者及び転換者に技術や経営等に関する指導を行う者とする。以下同じ。）や有識者による技術講習会等の開催

（イ）新たな栽培技術の実証等

実践拠点の有機農業者や関係者が共同で行う、新たな栽培技術（栽培品目の生育状況、収量、品質等を改善するものに限る。）の実証を行うための実証ほ場の設置、農業機械のリース、実証データの収集・分析及び同ほ場を活用した地域の熟練有機農業者や有識者による技術講習会等の開催

(ウ) 労働時間や生産コストの分析等

実践拠点の有機農業者や関係者が共同で行う、農業機械のリース、労働時間や生産コスト等の分析や改善策の検討を行うためのデータの収集・分析及び地域の熟練有機農業者や有識者による講習会等の開催

(エ) 栽培技術・経営力向上マニュアル等の作成

上記（ア）から（ウ）までの取組及び実践拠点の存する地域で過年度に行われた同様の取組の結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上に関するマニュアルや技術指導書等の作成

(オ) 栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等の導入実証

上記（ア）から（ウ）までの取組及び実践拠点の存する地域で過年度に行われた同様の取組の結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上をサポートするソフトウェアやアプリケーションの導入実証

(カ) 経営力向上・表示制度に係る研修会等

実践拠点の有機農業者の栽培技術・経営力の向上、有機農業者や関係者の有機 JAS 認証制度を含む表示制度等の理解増進に資する研修会等の開催

(キ) 有機農業への新規就農者及び転換者の土づくり技術実証

有機農業への新規就農者及び転換者の経営するほ場等の土づくりのための技術実証

(ク) 成果報告会等

上記（ア）から（キ）までの取組成果を共有するための報告会や検討会の開催

ウ 安定供給体制構築のための取組

実践拠点で生産される有機農産物等やその加工品を安定的に供給する体制を構築するため、以下の取組を一体的に実施する。

なお、実施に当たっては、有機農業への新規就農者及び転換者の販路開拓・拡大に資するよう留意するものとする。

(ア) 販売戦略等に係る意見交換会等

地域の生産能力、実需の動向、出荷の方法、加工等を含む販売戦略等、農産物の安定供給体制構築に向けた戦略や課題を検討・共有するための意見交換会や検討会の開催

(イ) 生産・出荷効率化に係る講習会等

実践拠点やその近隣における栽培品目、生産量、作付け時期等の調整を行うための意見交換会や検討会の開催及び生産や出荷の調整・管理を効率化するための手法等に関する講習会等の開催

(ウ) 生産・出荷効率化に係るソフトウェア等の導入実証

実践拠点やその近隣における栽培品目、生産量、作付時期等の調整並びに生産及び出荷の調整・管理の効率化をサポートするソフトウェアやアプリケーションの導入実証

(エ) 需要調査

実需者の意向把握調査（店舗調査を含む。）や需要量の調査

(オ) 展示会への出展、実需者の招へい・商談等

実需者を訴求対象に含む展示会やイベントへの出展、実践拠点や同拠点に関する場への実需者の招へい、商談等、新たな販路開拓に向けた取組や意見交換会等の実施及びこれらに必要となる実践拠点の取組や有機農産物等に関する資料（映像資

- 料を含む。)の作成
- (カ) 加工品の試作開発
販路開拓に必要な加工品の試作開発や食品加工機械のリース
- (キ) 学校給食等での利用拡大
協議会に参画する地方自治体管内の学校給食等で利用する有機農産物等の栽培計画、集荷方法、納品規格等に関する調整・検討やマニュアルの作成、農産物の調理品又は加工品の試作、実践拠点における有機農業の取組及び有機農産物等に関する資料(映像資料を含む。)の作成

2 補助要件

(1) 販路確保型の要件

ア 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

(ア) 協議会であって、その構成員に以下のaからcまでの者が全て参画していること。

a 有機農産物等を利用する取組を新たに計画している、又は既に実施している場合は利用拡大を計画している地方自治体の職員。

なお、有機農産物等を利用する取組とは、地方自治体管内の学校給食等での利用、地方自治体に関わるイベントでの提供する等、有機農産物等が概ね100人以上に提供されることが見込まれるものとする。

b 原則として5名以上の有機農業者とし、その中に熟練有機農業者を1名以上、有機農業への新規就農者又は転換者を1名以上含むものとする。ただし、法人や団体等(以下「団体等」という。)を構成員に含む場合、当該団体等に属するこれらの者の数を個別に計上することができる。

また、事業開始後にやむを得ず上記の要件を満たさなくなった場合は、有機農業への新規就農者又は転換者を募ること等により、要件を満たすように努めるものとする。

c 上記a及びbの他、近隣の農業者、各種団体関係者、生産された有機農産物等に関わる事業者や実需者、給食関係者、イベント関係者等のうちいずれかの者。

イ 補助要件

(ア) 1(2)の取組内容のうちアの事業推進に関する検討は、必ず実施すること。

(イ) 1(2)の取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組を行う場合は、イ(ア)から(ク)までの中から2項目以上を、ウの安定供給体制構築のための取組を行う場合は、ウ(ア)から(キ)までの中から2項目以上を選択し、一体的に実施すること。

(ウ) 1(2)の取組内容のうちイ(オ)の栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等導入実証、及びウ(ウ)の生産・出荷効率化に係るソフトウェア等の導入実証は、支援対象としない。

(エ) 1(2)の取組内容のうちイ(イ)の新たな栽培技術の実証等及び(ウ)の労働時間や生産コストの分析等における農業機械のリース、並びにウ(カ)の加工品の試作開発における食品加工機械のリースは、支援対象としない。

(2) 供給拡大型の要件

ア 生産主導タイプの要件

(ア) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- a 協議会や法人等の代表者や役員等に、有機農業を始めて5年以上の者であって、有機農産物等の共同出荷に取り組んでいる者を含むこと。
- b 本事業の成果を受益する有機農業者が3戸以上又は農業従事者（原則年間150日以上従事）が5名以上であること。
- c 中小企業又は小規模事業者であること。（ただし、以下のaからcまでのいずれかに該当する中小企業者は除く。）
 - (a) 発行済株式の総数または出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
 - (b) 発行済株式の総数または出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
 - (c) 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者
- d 協議会の場合は、構成員に（1）ア（ア）のb及びcの要件を満たす者が参画していること。

イ 実需ニーズ対応タイプの要件

（ア）事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- a 実需者から新規作付け、増産、品質向上が必要となる以下の内容を含む具体的な有機農産物の調達希望（ニーズ）を受けていること。
 - (a) 品目
 - (b) 品種、規格、品質等
 - (c) 数量
- b 協議会や法人等の代表者や役員等に、有機農業を始めて5年以上の者であって、有機農産物等の共同出荷に取り組んでいる者を含むこと。
- c 本事業の成果を受益する有機農業者が3戸以上又は農業従事者（原則年間150日以上従事）が5名以上であること。
- d 中小企業又は小規模事業者であること。（ただし、以下の（a）から（c）までのいずれかに該当する中小企業者は除く。）
 - (a) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
 - (b) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
 - (c) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者
- e 協議会の場合は、構成員に（1）ア（ア）のb及びcの要件を満たす者が参画していること。

（3）個別の取組項目の実施要件

本事業の1の（2）に定める取組項目の実施に当たっては、以下の要件を満たすものとする。

ア 取組内容のうちイ（キ）の有機農業への新規就農者及び転換者の土づくり技術実証を行う場合の補助要件及び補助対象は、次のとおりとする。

（ア）実証を行う場所は、事業実施主体が必要と認めた、有機農業への新規就農者及び転換者の経営するほ場に限定するとともに、有機農業への新規就農者及び転換者

は、熟練有機農業者や学識経験者等による技術指導を受けるものとする。

ただし、同一の者の経営するほ場での取組は、各年度において1取組までとし、過年度のオーガニックビジネス実践拠点づくり事業で採択実績のある地域において、過年度の取組に係るほ場を経営していた者と同一の者が経営するほ場での取組は、通算で2取組までとする。

(イ) ほ場で利用する堆肥等は、有機 JAS 規格別表 1 に定める肥料及び土壌改良資材に限るものとし、その購入費（運搬及び散布に係る経費を含む。）を補助対象とする。
イ 取組内容のうちイ（エ）の栽培技術・経営力向上マニュアル等の作成、ウ（ア）の販売戦略等に係る意見交換会等及び（エ）の需要調査の取組については、前年度に本事業を活用し同様の取組を行った場合は、補助対象外とする。

ウ 農業機械又は食品加工機械をリース導入する場合の基準は、次のとおりとする。

(ア) リースの対象となる機械の利用者の範囲

リースの対象となる機械の利用者は、事業実施計画で定める範囲において農業者又は団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人に限る。）とする。

(イ) 農業機械及び食品加工機械の範囲

農業機械の範囲は、有機農産物の生産・出荷拡大に必要なものとし、食品加工機械の範囲は、製造・加工等機械のうち、有機農産物の加工に必要なものとする。

ただし、次に掲げる機械は対象機械の範囲から除くものとする。

- a 農業機械のうち、トラクター、田植機（紙マルチ田植機を除く。）、田植装置を有する栽培管理ビークル、自脱型コンバイン等汎用性の高いもの
- b 販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて 50 万円未満のもの。
- c 利用者が既に利用している機械と同程度の能力のもの。

(ウ) 機械の利用条件

- a 有機農産物の生産・出荷量、有機加工食品の製造・加工量等に応じた適正な処理能力とすること。
- b (ア) に定める利用者が共同利用するものであること。

(エ) リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- a 事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものであること。
- b リース事業者が納入する機械は原則として一般競争入札で選定すること。
- c リース期間は法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。
- d 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないものであること。
- e リース期間終了後、利用者にリース物件を譲渡する旨の定めがないこと。
- f スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等をリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

エ リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げる a 及び b の算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

- a リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年数)×1／2以内
- b リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×1／2以内

(4) その他の要件

ア 本事業の事業実施主体は、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）農業について（令和〇年〇月〇日付け〇生産第〇〇〇〇号農林水産省生産局長通知）を確認の上、同規範別添〇のチェックシート（農業 事業者団体向け）を持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱（平成31年4月1日付け30生産第2180号農林水産事務次官依命通知）第15に定める実績報告（以下「実績報告」という。）の期日までに、地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）宛てに提出するものとする。

イ 農業生産工程管理（GAP）の導入

事業実施主体は、「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月21日付け22生産第479号農林水産省生産局長通知）に沿った農業生産工程管理をより多くの農業者が導入するよう努めるものとする。

ウ 次の取組は、補助対象としない。

- (ア) 事業実施主体が自力若しくは他の助成により現に実施し、又は既に実施を完了している取組
- (イ) 国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組
- (ウ) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (エ) 事業所の家賃等事業実施主体の経常的な運営経費
- (オ) その他この事業を実施する上で必要とは認められない経費及びこの事業の実施に要したことを証明できない経費
- (カ) 特定の個人又は法人のみの資産形成又は販売促進につながるPR活動として行う、ポスター、リーフレット等の作成、新聞、ラジオ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告、物品の販売のみを行うイベントへの出展等の取組
- (キ) 農畜産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償

(5) 補助金の返還

国は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、これらの事由のいずれかに該当する場合において、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の一部若しくは全額を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を求めることができるものとする。

ア 事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があった場合

イ 事業成果の評価等の報告を怠った場合

ウ 事業により導入した機械について事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断した場合

エ 事業により導入した機械のリース契約を解約した場合

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標の設定その他必要な事項は、支援の種類ごとに以下のと

おりとし、目標年度は令和6年度とする。

なお、国際水準の有機農業について、農業者又は取組面積として算定するものは、①有機 JAS 認証を取得している、②国際水準の有機農業が行われていることを、地方自治体又は民間企業又は団体等の制度若しくは仕組みで確認されている又は③有機農業指導員等により確認されているものとする。

(1) 販路確保型

成果目標は、以下のア及びイの両方とする。また、以下のウ及びエは成果目標の参考指標として、事業実施年度の前年度及び目標年度が比較できるよう把握しておくものとする。

ア 有機農業への新規就農者及び転換者の合計人数

事業実施年度の前年度の有機農業者数の10%以上増加

イ 新たに有機 JAS 認証を取得した農業者数

事業実施年度の前年度の有機 JAS 認証取得農業者数の10%以上増加

(前年度の有機 JAS 認証取得農業者がゼロの場合は、事業実施年度の前年度の有機農業者数の10%以上とする。)

ウ 国際水準の有機農業の取組面積

エ 有機農産物等の出荷量

(2) 供給拡大型

成果目標は、以下のアからウまでのいずれかを選択するものとする。なお、成果目標に選択しなかった2つの指標は、成果目標の参考指標として、事業実施年度の前年度及び目標年度が比較できるよう把握しておくものとする。

(前年度の有機 JAS 認証を取得した取組面積や農産物がゼロの場合は、それぞれ事業実施年度の前年度の国際水準の有機農業の取組面積、有機農産物等の出荷量の10%以上とする。)

ア 有機 JAS 認証を取得した取組面積

事業実施年度の前年度から10%以上増加

イ 有機 JAS 認証を取得した農産物のお荷量

事業実施年度の前年度から10%以上増加

ウ 有機 JAS 認証を取得した農産物の販売額

事業実施年度の前年度から10%以上増加

別記4 オーガニックビジネス拡大支援事業

第1 事業の内容

国際水準の有機農業の面的拡大と有機農産物等の安定的な供給体制の構築によるオーガニックビジネスの拠点的な産地づくりを更に推進するため、販売戦略（販路拡大等の課題への対応を含む。）を企画・提案するオーガニックプロデューサーの派遣や、実践拠点の農業者等と実需者との円滑なマッチングを促す取組を支援する。

1 オーガニックプロデューサーの役割及び要件

(1) オーガニックプロデューサーの役割

オーガニックプロデューサーは、実践拠点に対して、有機農産物等の販売戦略（販路拡大等の課題（農業技術、物流、販売先等）への対応を含む。）の提案や実践拠点の農業者と実需者との円滑なマッチングの促進を行い、実践拠点におけるビジネス拡大を促進する。

(2) オーガニックプロデューサーの要件

オーガニックプロデューサーは、次のア及びイに該当する者の中から、事業実施主体が選定する者とする。ただし、事業実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）をオーガニックプロデューサーに選定することはできないものとする。

ア 実践拠点における有機農産物等の販売戦略（販路拡大等の課題への対応を含む。）を企画・提案できる者

イ 次の（ア）から（エ）までのうち1つ以上に該当する者

（ア）地域や近隣の有機農業者が容易に意見や情報を交換することのできる関係を構築する意欲及び能力を有する者

（イ）実践拠点において有機農業技術を指導する意欲及び能力を有する者

（ウ）実践拠点に新たな販路を提供する意欲及び能力を有する者

（エ）その他事業実施主体がオーガニックプロデューサーに任命することが適当であると認めた者

2 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の成果目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者を招集し、調整・検討を行う。

(2) オーガニックプロデューサーの派遣

1 (1) に定めるオーガニックプロデューサーの役割を踏まえ、1 (2) に定める要件を満たす者の中から、本事業の成果目標達成に必要な者をオーガニックプロデューサーとして予め選定する。実践拠点（全国10地域以上に派遣することを想定。）からの要望に応じて、オーガニックプロデューサーを派遣し、実践拠点で生産する有機農産物等及びその加工品の販売戦略（販路拡大等の課題（農業技術・物流・販売先等）への対応を含む。）を提案する。

(3) オーガニックプロデューサー会議の開催

複数のオーガニックプロデューサーの間で、個々の実践拠点の販路拡大等の課題について情報を共有するとともに、課題解決に向けた対応方針を協議するため、オーガニックプロデューサー会議を適時に開催する。なお、本会議には、オーガニックプロデューサー以外に有機農業や関連業界に知見を有する者を招へいできるものとする。

(4) 実践拠点と実需者とのマッチング及び商談の支援

実践拠点及び実践拠点に関連する地域（有機農産物等を加工する企業の存する地域等。3地域以上を想定。）への実需者（本事業関係者やオーガニックプロデューサーと同一の組織に属する者は含まない。）の招へい、及び首都圏や関西圏又はオンライン上において実践拠点の農業者や関係者が出展するビジネス商談会を開催することにより、実践拠点の農業者、実践拠点で生産される有機農産物等及びその加工品を製造・販売する者と実需者とのマッチングや商談を促す。

なお、ビジネス商談会の開催に当たっては、その開催形態（単独開催、本事業とは別に開催される既存の商談会での一部のブース出展やコーナー設置、本事業とは別に開催される有機農業に関わるセミナーとの同時開催等）は問わず、多くの実需者に対し、出展者情報の事前提供やビジネス商談会への参加呼びかけ等を行い、本会を契機とした事業者間のマッチングや商談が効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

(5) 成果の普及

(2) から (4) までの成果を普及するための報告書を取りまとめ、その内容を広く紹介する。

3 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- ・ 理事又は事業を担当する構成員として、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

(2) 補助要件

2に掲げる取組を全て行うこと。

4 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標の設定に関して必要な事項について、本事業の成果目標は(1)から(2)までの全てとし、目標年度は令和3年度とする。

(1) オーガニックプロデューサーを派遣する全ての実践拠点で、有機農産物等及びその加工品の販売戦略（販路拡大等の課題への対応を含む。）の提案を行い、1実践拠点当たりの平均提案件数を10件以上とすること。

(2) ビジネス商談会におけるマッチング・商談等の件数 参加者1者当たり平均30件以上

別記5 自治体間連携活動支援事業

第1 事業の内容

オーガニックビジネスの拠点的な産地づくりを推進するため、現在、オーガニックビジネス実践拠点づくり事業に取り組んでいる地域やこれまでに同様な取組を行ってきた地域（以下、産地という）、有機農業に関心を有する地方自治体、及びこれら地域における有機農業の取組拡大に関心を有する者・団体等の相互の連携を強化する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、以下の取組の実施に当たっては、本取組が地方自治体のほか、産地その他の相互連携を促す場となるよう留意し、開催時期や開催場所、開催形態については地方自治体や産地の関係者が参加し、かつ相互の情報共有等が容易になるよう十分に工夫するものとする。

(1) 有機農業の推進に関心を有する自治体を参集した会議の開催

「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）」に参加している自治体や、オーガニックビジネス実践拠点づくり事業の事業実施主体（以下「実践拠点」という。）に関わる自治体等を参集し、自治体における有機農業関連の取組に関する情報共有等を行うセミナー等を開催する。

(2) 展示交流会の開催

ネットワーク参加自治体や実践拠点における有機農業の先進的な取組や技術等を展示し、地方自治体や民間企業等に情報発信する展示交流会を開催する。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

・有機農業の推進や、地方自治体における施策の推進に関する業務経験を有する者が複数参画していること。

(2) 補助要件

・1の(1)及び(2)の取組の両方を実施すること。なお、オンライン開催や複数回開催も可とするが、参加者の相互連携が促進されるよう留意すること。

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標の設定に関して必要な事項について、本事業の成果目標は以下とし、目標年度は令和3年度とする。

(1) 1 (1) セミナー等への参加自治体数 40以上

(2) 1 (2) の展示交流会への参加者数 100名以上

別記6 生産技術課題対応実証支援事業

第1 事業の内容

実践拠点や有機農業の産地に共通する生産技術課題（軽労化など有機農業の生産性向上）の解決に向け、全国複数か所において、有機農業の生産性向上に資する農業機械や栽培管理機器（以下「農業機械等」という。）の実証（現地条件に応じた農業機械等の最適な使用条件の確認、農業機械等の利用に伴う栽培方法の工夫の確認、これらの導入に伴う生産性の変化の把握等）や、その成果の普及に係る取組を支援し、有機農業等に関する産地間・自治体間の連携を強化する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者間で調整・検討を行う。

(2) 生産技術課題の解決に向けた実証の取組

有機農業に取り組む際に大きな作業負担となっている雑草対策（除草、抑草等）に関して、全国の複数か所において、作業時間短縮に資する農業機械等の最適な使用条件の確認、現地条件に応じた軽微な改良、農業機械等の利用に伴う作業時間の変化の把握等の実証の取組を支援する。

なお、実証の対象とする栽培品目や実証を行う場所は、実証結果がより広範な地域に活用されるように選定する。また、1種類の農業機械等あたり2か所以上を選定する。

(3) 成果の普及

上記(2)の実証成果を普及するため、報告書を取りまとめるとともに、実証を行った地域又は実践拠点（令和2年度以前に同様の事業を実施した地域を含む。）の存する地域のうち、2か所以上において、農業者向け成果講習会を開催する。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- ・理事や事業を担当する構成員として、農業機械等のメーカー、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、研究者、農業関連団体関係者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

(2) 補助要件

ア 1の(2)及び(3)を必ず実施すること。

イ 第1の1の(2)の取組において、スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を用いて実証を実施する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標は、以下の(1)及び(2)の両方とし、目標年度は令和3年度とする。

(1) 農業機械等の導入による雑草対策に要する時間を、実証を行った全てのか所で現状比

10%以上短縮すること。

(2) 農業者向け成果講習会において、全ての農業機械等で50名以上の農業者の参加を得ること。

第2 その他

1 第1の1(2)の実証は、事業全体で2種類以上の農業機械等を対象に行うこととするが、1者で複数の種類の農業機械等の実証を計画する者を補助対象者とすることもできるものとする。ただし、2種類以上の農業機械等の実証に係る計画について、一部の農業機械等の実証のみを補助対象経費として選定し、調整を行う場合がある。

2 1でいう「種類」とは、「除草機」等、農業機械等の一般的な名称として一括できる範囲を指す(ただし、例えば水田用と畑作用とで機械等の構造や性能が大きく異なる場合等は、異なる種類とする。)ものとし、「1種類の農業機械等」の中に含まれる製品は、複数のメーカーのものであるか同一メーカーのものであるかを問わないものとする。また、同一の種類の農業機械等を、複数の栽培品目を対象として実証することもできるものとする。

別記7 流通技術課題対応実証支援事業

第1 事業の内容

実践拠点や有機農業の産地に共通する流通技術課題（個々の産地だけではロットが小さく流通量が不安定で高コスト等）に対応する実証の取組、を支援し、有機農業等に関係する産地間・自治体間の連携を強化する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者間で調整・検討を行う。

(2) 流通技術課題の実証

実践拠点に共通する流通技術課題（個々の産地だけではロットが小さく流通量が不安定で高コスト等）に対応し、その解決を目指すため、全国2か所以上の有機農産物等の産地や2団体以上の出荷グループ等を対象として、多数の有機農業者や事業者・団体等の間で有機農産物等の集出荷に関する情報を共有する仕組み（アプリケーション等の導入、使用を含む。）を試験導入し、流通量の安定化、流通コストの軽減等の効果を把握する。

(3) 成果の普及

(2)の成果を普及するための報告書を取りまとめるとともに、実践拠点や自治体職員等が参集するセミナー等の場を活用し、取組成果の普及を2回以上行う。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- ・理事や事業を担当する構成員として、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

(2) 補助要件

- ・1 (2) 及び (3) の取組を必ず実施すること。

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標の設定に関して必要な事項について、本事業の成果目標は以下の(1)から(3)までの全てとし、目標年度は令和3年度とする。

- (1) 産地の農産物の集出荷とりまとめ等による、令和元年度の農業者の物流コストからの削減率 10%以上
- (2) 流通技術課題の実証に参画する有機農業者数 50名以上
- (3) 1の(3)の取組への参加人数 50名以上

別記8 国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業

第1 事業の内容

国産有機農産物等に関わる新たな市場を創出していくため、国産有機農産物等を取り扱う流通、加工、小売等の事業者と連携して行う、国産有機農産物の消費者の需要及び加工向け需要を喚起し、事業者間のマッチングを促進する取組を支援する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国産有機農産物等活用の取組事例集の作成

国産有機サポーターズにおける国産有機農産物等の取扱いや消費拡大に向けた消費者向けの取組等（農産物販売、加工品製造・販売、料理の開発・提供等）の事例集を作成し、SNS 又はホームページ等で消費者に対し周知を行う。

(2) 国産有機農産物活用ワークショップの開催

国産有機農産物の生産の特徴（栽培方法や地域資源の有効活用）及び生物多様性保全等 SDG s 達成への貢献に係る社会的・経済的効果、これら農産物を原材料とした様々な有機加工食品の開発動向など、国内の生産から流通・加工、消費までの取組等を学習できる消費者参加型のワークショップを開催する。

なお、ワークショップの開催に当たっては、国産有機サポーターズと連携して、消費者が国産有機農産物について、見る・食べる・触れる・考える等の経験が得られる催しとして企画し、消費者の注目度が高まるよう工夫するものとする。

(3) 有機加工食品に関する講習会の開催

加工食品製造事業者等に対し、有機加工食品における原材料の分別管理方法等の JAS 規格に係る説明、6次産業化や農商工等連携の取組を通じた有機加工食品の製造事例、マーケットの動向等を紹介する講習会を開催するものとする。

(4) 有機農業及び有機食品表示制度に関する研修会の開催

有機農業や有機食品に関わる、もしくは関心を有する多様な民間事業者を対象として、有機農業や有機食品表示制度等について研修を行い、有機農業が地域活性化や雇用なども含むエシカル消費につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を育成する研修会を開催するものとする。

(5) 取り組みの情報発信

(1)～(4)までの取組、及び国産有機サポーターズ等、国産有機農産物を取り扱う小売・飲食事業者等の取組を、ホームページ、SNS 等を用いて広く情報発信する。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、別紙8本体の第4を満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

(2) 補助要件

ア 1に掲げる取組を全て行うこと。

イ SNS やホームページ等の独自の情報発信ツールを有し、定期的に活用していること。

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標の設定に関して必要な事項について、本事業の成果目標は以下の(1)から(5)までの全てとし、目標年度は令和3年度とする。

- (1) 本事業による国産有機サポーターズ活動の情報発信（SNS 等を通じた情報発信の回数）のべ 50 回以上
- (2) 有機加工食品に関する講習会の受講者数 100 名以上
- (3) 有機農業及び有機食品表示制度に関する研修会の受講者数 100 名以上